

2024年2月27日(No. 519)

Contents

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

II. Lawyer's Eye I

独占禁止法上の事業者結合届出の基準引上げ

日本弁護士 矢上浄子

III. 中国法令アップデート

- ・最高人民法院による「中華人民共和国民法典」契約編通則の適用に係る若干の問題に関する解釈
- ・会社法企業登記冒用違法行為防止及び調査・処分規定
- ・最高人民法院による内地と香港特別行政区の裁判所の民事・商事事件判決の相互承認及び執行に関する取り決め
- ・地理的表示産品保護弁法
- ・業界団体に関する独占禁止ガイドライン
- ・事業者結合届出基準に関する規定(改正)
- ・国務院による「会社法」における登録資本登記管理制度の実施に関する規定(意見募集稿)

I. Topics

最近のセミナーや論文等の情報

◆AMT グレーターチャイナセミナー

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾について、各専門家が各分野のトピックについて解説を行うシリーズ講座(オンラインセミナー)を開催しております。今後の予定は次の通りです。具体的なテーマ及び日程には変更が生じる可能性がありますので、正確な情報は直近のメールでのご案内をご覧ください。なお、本セミナーは本ニュースレターの受信を頂いている皆様方を中心にのご案内させていただいております。

◆グレーターチャイナセミナーが次の通り開催されました。

第 27 回(中国メインランド)

日時:2023 年 11 月 16 日(木)

「中国セクハラ規制の最新動向と対応」

講師:中国弁護士 胡 絢静

第 28 回(台湾)

日時:2023 年 12 月 21 日(木)

「台湾向け越境 EC(電子商取引)に関する台湾法令の解説」

講師:台湾弁護士 吳 曉青

第 29 回(中国メインランド)

日時:2024 年 2 月 22 日(木)

「中国独占禁止法～2022 年改正後の運用動向～」

講師:パートナー弁護士 矢上 浄子

◆グレーターチャイナ法務解説動画シリーズ

当事務所では、中国メインランド、香港、台湾の法務に関する重要トピックについて解説を行う動画シリーズの配信を YouTube にて開始しました。

最新の解説動画は次の通りです。

[「台湾向け越境 EC の法務チェックポイント」](#)

1月 23 日配信

講師:台湾弁護士 吳 曉青

[「中国セクハラ規制の最新動向と対応【グレーターチャイナ法務解説】」](#)

12 月 12 日配信

講師:中国弁護士 胡 絢静

[「対中投資の基本～撤退編～」](#)

11月28日配信

講師：パートナー弁護士 唐沢 晃平

本シリーズは随時の追加配信を予定しておりますので、ぜひ[チャンネル登録](#)をお願いいたします。

※ これまでに配信した法務解説動画は[こちら](#)からご覧いただけます。

II. Lawyer's Eye

独占禁止法上の事業者結合届出の基準引上げ

日本弁護士 矢上 浄子

中国独占禁止法では、競争を排除又は制限する効果を有する事業者結合の実行を禁止している(同法 34 条。ここでいう「事業者結合」とは、①合併、②株式又は資産の取得による支配権の取得、③契約等による支配権の取得又は決定的な影響力を持つようになることを指す(25 条)。)。そのような効果がないかをあらかじめ審査するため、一定の基準を満たす事業者結合の当事者には、執行当局である市場監督管理総局 (SAMR) に対する事前届出を行うことが義務付けられている(26 条 1 項)。その際の届出基準は、中国独占禁止法の施行直後である 2008 年 8 月に施行された「事業者結合届出基準規定」において定められているが(同規定 3 条)、2024 年 1 月 22 日、かかる基準が以下のとおり改正された(同日施行)。

- | |
|--|
| ① 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が <u>120 億元</u> (旧: 100 億元)を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 社の前会計年度の中国国内の売上高がいずれも <u>8 億元</u> (旧: 4 億元)を超える場合、又は |
| ② 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が <u>40 億元</u> (旧: 20 億元)を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 社の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも <u>8 億元</u> (旧: 4 億元)を超える場合 |

届出基準は中国国内のみならず、中国国外の事業者結合にも均しく適用されるところ、旧基準は「全世界の売上高」の基準が 100 億元(約 2000 億円)と比較的高いのに対し、「中国国内の売上高」の基準が 4 億元(約 80 億円)と低かったことから、これまでは全届出案件のうち半数近くが外国企業の関与する(また、そのほとんどが中国市場に影響のない)渉外案件で占められていた。また、届出案件のうち、競争を排除又は制限するおそれがあるとして問題解消措置を条件に承認された案件も、年に数件程度に過ぎなかった(2023 年は 4 件で、全体の 0.5%)。

SAMR による 2023 年の事業者結合案件の審査状況¹

・届出審査が終結した件数:	797 件
無条件承認:	782 件
条件付承認:	4 件
撤回により終結:	11 件
・当事会社の属性	
いずれも中国企業:	56%
いずれも外国企業:	32%
外国企業と中国企業:	12%

このような経緯を踏まえ、2022 年 6 月、中国独占禁止法の改正と同時に、届出基準を引き上げる「事業者結合届出基準規定」の改正案(意見募集稿)が公表された。改正理由として、中国の経済規模の急速な発展

¹ https://www.samr.gov.cn/xw/zj/art/2024/art_626627829db34e92901f776931077f4e.html

に伴い、既存の届出基準が実態に見合わないものとなっており、制度の効率的な運営という観点からも、競争上問題のない中小規模の事業者結合を届出の対象から除外する必要があったことが説明されている。なお、この改正案にはさらに、「中国国内の売上高が 1000 億元を超える事業者が、時価総額(又は評価額)が 8 億元を超え、かつ売上高の 3 分の 1 以上が中国国内売上高である事業者を買収する場合」という 2 つ目の基準が含まれていた。中国市場で大きなプレゼンスを有する大企業による事業者結合を捕捉するためこのような基準の新設が検討されたものと思われるが、このたびの改正では同基準の新設は見送られた。

今回の届出基準の引上げにより、届出件数は 3 割程度削減されると見込まれており、今後は当局のリソースがより複雑な届出案件の審査や、届出懈怠(いわゆるガンジャンピング)事案の調査等に振り向けられる可能性がある²。特に留意が必要なのは、届出基準に満たない事業者結合であっても、当局が競争を排除又は制限するおそれがあると考えられる場合には、当局より届出の提出を求められる場合があることである。この点は 2022 年の改正独占禁止法において明確にされており(26 条 2 項)、直近でも、旧基準に基づき一旦届出を行ったが、新基準を満たさないため届出の撤回を申請したところ、競争を排除又は制限するおそれがあることを理由に、当局が撤回を認めなかったケースも出てきている。そのため、今後 M&A において中国での事前届出の要否を検討する際には、届出基準を満たすかどうかに加え、基準に満たない場合であっても、中国当局から届出を求められる可能性があるかという観点からも検討を加えることが望ましいといえる。

以上

² SAMR は届出基準の改正直後の 2024 年 1 月 31 日、「市場監督管理総局の事業者結合における独占禁止法コンプライアンス・リスクの提起メカニズムの改善に関する通知」を出し、届出基準を満たす事業者結合の届出を促すため、企業の開示情報に基づく指導や啓蒙を強化することを明らかにしている。

III. 中国法令アップデート

最新中国法令の解説

今号の注目は、何と言っても、「**事業者結合届出基準に関する規定(改正)**」である。独占禁止法 26 条で規定される事業者結合の事前届出に関し、2008 年 8 月に公布・施行された届出基準を、大幅に緩和するものであり、中国における届出において負担軽減等が見込まれる。今号の Lawyer's Eye においても解説しているため、そちらもご覧いただきたい。また、本改正規定についても、弊事務所で全訳も作成しているため、ご入用の方は[ニュースレターアドレス](#)までご連絡ください。

また、意見募集稿のものではあるが、「**国務院による「会社法」における登録資本登記管理制度の実施に関する規定(意見募集稿)**」は、2024 年 7 月 1 日から施行される改正会社法における登録資本制度規定の適用に関して、猶予期間等を設定するものである。改正会社法についても[先号ニュースレター](#)の Lawyer's Eye で取り上げているように、外資企業にとっても非常に重要な内容となっている。本意見募集稿については、改正会社法において厳格化された出資管理制度について既存会社にどのように適用されるべきかを明示するものとして、今後の正式公布が待たれる。

執筆担当: 日本弁護士 若林 耕

公布済み法令

<商法>

企業登記冒用違法行為防止及び調査・処分規定

[ポイント] 2024 年 1 月 10 日、国家市場監督管理総局は、「企業登記冒用違法行為防止及び調査・処分規定」(以下「本規定」という。)を公布した。企業登記については、有名企業の公印や営業許可証が偽造され、その名義を冒用して株主として登記される事案が発生していた(2022 年 9 月 20、広西チワン族自治区の中小企業が、自動車メーカーの比亞迪汽車工業有限公司(BYD)の公印及び法定代表者の署名を偽造し、BYD を自己の株主とした上で、自己の名称を比亞迪(広西)新能源有限公司とする変更登記を行った事案がある)。本規定は、企業登記の冒用行為の防止及び調査・処分等を目的として制定されたものであり、2024 年 3 月 15 日から施行される。本規定の主な内容は、以下のとおりである。

1. 本規定の適用範囲: 本規定は、「企業登記冒用違法行為」の防止及び調査・処分に適用される(2 条 1 項)。また、ここでいう「企業登記冒用違法行為」は、「虚偽資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を講じて、重要事実を隠し、他の企業の名義を冒用し、その登記を有限責任会社の株主、株式会社の発起人、非会社企業法人の出資者又はパートナーシップ企業のパートナー等とする違法行為」と定義されている(同条 2 項)。
2. 企業登記時の身分確認: 企業登記では実名制が採用され、申請者は、提出資料の真実性・適法性・有効性に責任を負い(6 条 1 項)、登記機関による身分情報確認に協力しなければならない(5 条 1 項)。具体的には、①当事者が自然人である場合には、登記機関に協力し、実名認証システムを通じて、顔認証等の方法を採用して実名認証を行わなければならない(5 条 2 項)、②当事者が企業である場合には、登記機関に協力し、電子営業許可証の確認を通じて身分確認(電子営業許可証を使用しない場合には、その法定代表人等の自然人が実名認証)を行わなければならない(同条 3 項)。な

お、電子営業許可証のダウンロードは法定代表者が行わなければならない(「市場監督管理総局の『電子営業許可証管理弁法(試行)』の印刷配布に関する通知」7条1項)、実務上も、電子営業許可証のダウンロード時に法定代表者の実名認証が要求されている。

3. 違法行為に対する調査: 登記機関は、企業登記冒用違法行為を発見し、又は関連部門から企業登記冒用違法行為の手掛かりを受け取った場合には、法により調査を実施しなければならない(9条2項)。また、本規定には、違法行為に対する調査に関して、調査期間(10条)、鑑定の利用(11条)、登記取消事由(12条)といった事項が定められている。
4. 罰則: 本規定には罰則も設けられている。具体的には、虚偽資料を提出し、又はその他の詐欺的手段を講じて重要事実を隠し、企業登記を取得場合には、登記機関が法により是正を命じ、違法所得を没収し、併せて5万元以上20万元以下の罰金に処する(さらに、情状が重大である場合には、20万元以上100万元以下の罰金に処し、営業許可書を取り上げる)と定められている(18条1項)。

本規定の施行により、登記時の企業名称冒用の防止が期待されるが、国家市場監督管理総局からは、上記2.で述べた実名認証技術はこれから整備されるといった説明がされており、実務上の運用については、今後の動向にも注視する必要がある。

[原文] 防范和查处假冒企业登记违法行为规定 (国家市场监督管理总局令第88号)

[公布/公表機関] 国家市場監督管理総局 (国家市场监督管理总局)

2024年1月10日公布、2024年3月15日施行

執筆担当: 日本弁護士 芳賀洋一

<民事訴訟法>

最高人民法院による内地と香港特別行政区の裁判所の民事・商事事件判決の相互承認及び執行に関する取り決め

[ポイント] 近年、香港特別行政区基本法95条(「香港特別行政区は、全国の他の地域の司法機関と協議を通じて、法に基づき司法面での連絡や相互支援を行うことができる。」)に基づき、内地と香港は協議を経て、民商事事件の判決の相互承認および執行に関する複数の取り決めを締結している。最初の「内地と香港特別行政区の裁判所の当事者間の書面による管轄協定のある民事・商事事件判決の相互承認及び執行に関する取り決め」(以下「2008年取り決め」という。)は、当事者間に書面による管轄合意が存在する民商事事件における最終判決にのみ適用されるため、その適用範囲はかなり狭いという指摘を受けていた。そこで、中国最高人民法院は、香港政府との間で2019年1月18日に「内地と香港特別行政区の裁判所の民事・商事事件判決の相互承認及び執行に関する取り決め」(以下「2019年取り決め」という。)を締結し、2024年1月29日にこれを正式に施行した。

2019年取り決めの概要は以下の通りである。

1. 適用範囲: 2019年取り決めは、書面による管轄合意の有無にかかわらず、内地と香港の裁判所の民商事事件における確定判決および刑事事件における民事賠償に関する確定判決に適用されることを明確にしている。(2019年取り決め第1条)。一方、家事紛争、相続事件、特許権侵害事件など適用されない事件タイプも列挙されている(2019年取り決め第3条)。
2. 管轄権: 2019年取り決めは、判決の承認および執行を申し立てる管轄裁判所に関する具体的な規定を設けている。内地では、申立人の住所地または被申立人の住所地、財産の所在地を管轄する中級人民法院に申立てすることができる。香港では、高等法院に申し立てる(2019年取り決め第7条)。
3. 相互承認の実行内容: 2019年取り決めは、相互に承認および執行可能な判決の内容を明確にしておき、金銭判決および非金銭判決のいずれも含まれる。懲罰的損害賠償を含む判決については、原則として懲罰的損害賠償の部分は承認および執行されないが、知的財産権侵害紛争、不正競争紛

争事件などの特定の状況では、承認および執行が可能である(2019年取り決め第16条、第17条)。

2019年取り決めの実施は、中国や香港の個人や企業のみならず、中国国外の企業にも影響が及ぶ可能性がある。国外の企業は、(中国内地に相手方の財産がある場合には)英語環境とコモンローの背景を持つ香港で訴訟を起こし、中国内地で香港の裁判所の判決を執行するという選択肢を手に入れたともみえる。反面、香港における訴訟費用(弁護士費用など)が通常内地より高額であるなどの事情を考えると、中国内地でまず訴訟を起こし、その勝訴判決をもって香港で強制執行を申し立てるという方法を選択するメリットも十分あり得る(なお、被執行者の立場になる場合は、逆に留意事項となり得る)。

[原文] 最高人民法院关于内地与香港特别行政区法院相互认可和执行民商事案件判决的安排(法释[2024]2号)

[公布/公表機関] 最高人民法院(最高人民法院)

2024年1月25日公布、2024年1月29日施行

執筆担当: 日本弁護士 張超鵬

<知的財産権>

地理的表示産品保護弁法

[ポイント] 本弁法は中国の地理的表示(GI)保護制度に関するものである。

日本では、2014年の「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(いわゆる「地理的表示法」)の施行によって、地理的表示(GI)保護制度が導入され、その後2022年11月からGI産品を原材料とする製品にも一定の条件下でGIマークを表示することができるようになるなど、近年になってやっとGIマークの利用が広がりを見せている。一方、中国では、日本よりも大分早い時期から地理的表示(GI)保護制度が導入されてきたが、主管当局が異なる3つのマーク(GIマーク、PGIマーク、AGIマーク)が並立した状況が生じてしまっていた。そのため、近年の中国では、制度の統一化が進められており、2020年4月にはGIマークとPGIマークが統合され、新GIマークの使用が始まった。また、AGIマークは2022年3月をもって新規の受付を停止している。

	GI マーク	PGI マーク	AGI マーク
主管当局	旧工商行政管理総局商標局	旧品質監督検閲検疫総局	農業農村部(旧農業部)
主たる根拠法令	商標法(1994) 地理的表示産品専用マーク 管理弁法(2007)	原産地域産品保護規定(1999) ↓ 地理的表示産品保護規定 (2005)	農産品地理的表示管理弁法 (2007)
旧マーク			
現状	GI マークと PGI マークは統合 (旧マークは 2020 年末をもって使用停止)		2022 年 3 月新規受付停止



	新 GI マーク
主管当局	国家知識産権局
主たる根拠法令	地理的表示産品保護規定(2005) 地理的表示専用マーク使用管理便法(試行)(2020) 本弁法
新マーク	 (2020年4月より使用開始)

新 GI マークについて適用のある「地理的表示産品保護規定」は、2005年に旧品質監督検閲検疫総局が制定したものであり、それ以降改正もされておらず、審査手続の規定が完全ではない(いかなる場合に認定されないのが規定されていない、変更・取消にかかる手続が規定されていない)、地理的表示産品及び専用マークの使用・管理に関する規定が少なく明確な運用指針がない、権利に対する保護が弱く何が侵害行為に該当するのかも明確でない、といった問題があると指摘されていた。

本弁法は、以上の問題を解決するために新たに設けられたものである。2005年の「地理的表示産品保護規定」は廃止されず、本弁法と併存することとなるが、両規定の間に齟齬がある場合は、新しい本弁法の内容が優先されることとなる。

[原文] 地理标志产品保护办法(局令第80号)

[公布/公表機関] 国家知識産権局(国家知识产权局)

2023年12月29日公布、2024年2月1日施行

執筆担当: 日本弁護士 唐沢晃平

<経済諸法>

業界団体に関する独占禁止ガイドライン

[ポイント] 独占禁止法は、業界団体はその属する業界の事業者をして各種の独占的協定を締結させること等を禁止している。このため、業界団体による独占禁止法の禁止行為を防止し、業界団体の独占禁止に係るコンプライアンスを強化すること等を目的として、本ガイドラインが公布された。本ガイドラインは、全26条から構成され、業界団体による独占禁止法違反の可能性のある具体的な状況、業界団体内部のコンプライアンス管理について規定している。本ガイドラインにおける業界団体とは、同業界の経済組織及び個人により構成され、業界サービス及び自律管理機能を行使する社会団体法人を指しているが、社会団体法人が登記された団体に限られるかどうかについては、同ガイドラインにおいてははっきりしていない。

1. 業界団体による独占禁止法違反の可能性のある具体的な状況

(1) 業界団体が所属業界の事業者による独占的協定を組織すること。

かかる禁止行為については、例えば、①競争を排除、制限する内容を含む業界団体の規則等を制定、公布する；②会議、メール、電話、書簡、インスタントメッセージなどを通じて、書面、口頭などの形式で競争を排除、制限する旨の合意、決議、紀要、覚書などを締結するように事業者を招集、組織し、働きかける等、多数の行為が詳細に規定されている。

(2)業界団体が事業者として独占的協定に携わり、市場支配地位を濫用し、又は事業者結合を違法に実施すること。

(3)法律、法規の授權を受けた、公共事務を管理する機能を持つ業界団体が行政権力を濫用して競争を排除、制限すること。

2. 業界団体内部のコンプライアンス管理

本ガイドラインは、業界団体がプライアンス意識を高め、コンプライアンスの構築を強化し、コンプライアンスリスクを防止しなければならないことを強調しており、所属業界の事業者をした法に基づく競争、コンプライアンス管理制度、独占リスクの識別とコントロール、内部通報メカニズム、コミュニケーションとコーディネーション、団員へのコンプライアンス指導等について規定している。

[原文] 关于行业协会的反垄断指南（双反委发〔2024〕2号）

[公布／公表機関] 國務院独占禁止反不正当竞争委员会（国务院反垄断反不正当竞争委员会）

2024年1月10日公布、同日施行

執筆担当：北京オフィス顧問 李加弟

事業者結合届出基準に関する規定(改正)

[ポイント] 本規定は、独占禁止法 26 条で規定される事業者結合の事前届出に関し、2008 年 8 月に公布・施行された届出基準を、以下のとおり改正するものである。

1. 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における全世界の売上高の合計が 120 億元(改正前:100 億元)を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 社の前会計年度の中国国内の売上高がいずれも 8 億元(改正前:4 億元)を超える場合。
2. 結合に参加するすべての事業者の前会計年度における中国国内の売上高の合計が 40 億元(改正前:20 億元)を超え、かつ、そのうち少なくとも 2 社の前会計年度における中国国内の売上高がいずれも 8 億元(改正前:4 億元)を超える場合。

改正の経緯については本号の Lawyer's Eye も参照されたい。

[原文] 关于经营者集中申报标准的规定（国令第 773 号）

[公布／公表機関] 國務院（国务院）

2024年1月22日公布、同日施行

執筆担当：日本弁護士 矢上浄子

<社会法>

宅配便市場管理弁法

[ポイント] 本弁法は、2013年3月に改正施行された宅配便市場管理弁法を改正するものである。ネット通販などが一般的になった中国においては宅配便(中国語:快递)は日常生活において頻繁に利用されており、主として順豊速運(SF Express)や中通快递(ZTO Express)等といった大手の国内民間企業が全国的に業務を行っている(順豊速運は貨物専用の航空会社(順豊航空)も有している。)

社会における宅配便業務の重要性が増しつつある中、本弁法は主に宅配便業者の業務を規律するものであり、大きく①(宅配便業務の)発展の保障、②環境負荷の小さい低炭素排出の発展、③市場秩序、④宅配便サービス、⑤安全の発展、⑥監督管理の章に分かれている。その他、本弁法に違反した場合の罰則についても規定されている。

①については、郵政管理部門が公共サービス施設として宅配便の集配場所を整備すること、輸出入荷物の処理センターの設置を推進すること等が規定されている。

②については、包装について環境負荷の小さい製品を使用し、積極的に再利用を行うことを推進すべき旨、及び過剰包装は避けるべき旨等が規定されている。

③については、宅配便事業者は経営許可の範囲を超えた業務範囲及び地域範囲において営業してはならないことが明記された。また、経営許可を有さない、又はその範囲を超えている企業に宅配便業務の委託を行うことも禁止されている。加えて、同一事業者において商標やブランドについても統一的に管理することが義務付けられている。

④については、宅配便事業者はポータルサイトや営業場所における公示その他の明確な方式で、公衆に対してサービス地域、営業時間、料金基準等のサービスに関する事項について公示しなければならないとされている。また、宅配便を配達する際は、受取人に中身を確認して託送伝票と一致しているか確認する権利があること、明らかに宅配物が破損している場合には受領を拒むことができることを伝える義務がある旨規定されている。加えて、顧客が同意した場合を除いて、配達員が宅配物の受領を代わりに確認したり、自動宅配受取機や宅配物指定受取場所等に宅配物を置いてはならないものとされた。

⑤については、宅配便事業者は宅配便の処理場所について管理を徹底し、個人情報適切に収集・処理することが義務付けられている。また、宅配便の管理についても徹底し、暗号化等安全技術措置を採用し、宅配便の伝票情報の安全を保護することが必要とされている。

⑥については、郵政管理部門は適宜サンプル抽出方式により日常的な監督検査を行うことができるとされている。また、宅配便サービスの品質評価体系を確立し、サービス品質評価業務を行い、宅配便事業者に従事人員、業務量、サービス品質保障等の経営状況の報告を求めることができる。

[原文] 快递市场管理办法（中华人民共和国交通运输部令 2023 年第 22 号）

[公布／公表機関] 交通運輸部（交通运输部）

2023 年 12 月 17 日公布、2024 年 3 月 1 日施行

執筆担当：日本弁護士 徳山剛史

草案・意見募集稿等

国务院による「会社法」における登録資本登記管理制度の実施に関する規定（意見募集稿）

[ポイント] 本意見募集稿は、2024 年 7 月 1 日から施行される改正会社法における登録資本制度規定の適用に関して、猶予期間等を設定するものである。具体的には、改正会社法の施行前に設立されていた会社に対し、3 年の猶予期間（2024 年 7 月 1 日から 2027 年 6 月 30 日）を規定するものである。有限責任会社は、払込期限が改正会社法の期限（すなわち 5 年内）を超えている場合は、当該猶予期間内において、払込期限を 5 年内に設定する必要があり、遅くとも 2032 年 6 月 30 日前には出資払込を完了させる必要があるとされている。同時に、有限責任会社について、2027 年 7 月 1 日から起算して、残りの引受資本の払込期限が 5 年を超えていない場合は、上記のように出資期限を調整する必要はないことを明確にしている点がポイントと思われる(3 条)。

意見募集稿段階にあるため、今後の正式な公布が待たれる。

[原文] 国务院关于实施《中华人民共和国公司法》注册资本登记管理制度的规定（征求意见稿）

[公布／公表機関] 市場監管總局（市场监管总局）

（意見募集期間：2024 年 2 月 6 日～2024 年 3 月 5 日）

執筆担当：日本弁護士 若林 耕

※＜上記以外の今月のその他の重要な新法令＞

-
-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。

 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
 - 弁護士 射手矢 好雄(yoshio.iteya@amt-law.com)
 - 弁護士 森脇 章 (akira.moriwaki@amt-law.com)
 - 弁護士 中川 裕茂 (hiroshige.nakagawa@amt-law.com)
 - 弁護士 若林 耕 (ko.wakabayashi@amt-law.com)
 - 中国弁護士 屠 錦寧(tu.jinning@amt-law.com)
 - 弁護士 尾関 麻帆(maho.ozeki@amt-law.com)
 - 弁護士 横井 傑(suguru.yokoi@amt-law.com)
 - 弁護士 唐沢 晃平(kohei.karasawa@amt-law.com)

 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。

 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。

アンダーソン・毛利・友常 法律事務所

www.amt-law.com